平成２５年（フ）第９１４７号
東京都青梅市河辺町４丁目11―12
破産者　大澤　隆夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６３号
東京都台東区竜泉１丁目13番８号
破産者　株式会社アルプスグラフィック
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６４号
埼玉県北本市栄７－３―14―202
破産者　上野　　清
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６５号
埼玉県北本市栄７－３―14―202
破産者　上野とよ子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７３号
東京都中央区日本橋箱崎町32番３号
破産者　有限会社エヌジェーアセット
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７４号
千葉県我孫子市本町２丁目１－２―304
破産者　西原　雄二
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９１号
東京都千代田区岩本町２丁目５番12号
破産者　株式会社ルーツ
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９２号
東京都千代田区岩本町２丁目５番12号
破産者　アンドエス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９３号
千葉県浦安市高洲５丁目２－１―1317
破産者　木村　太一
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２００号
東京都板橋区高島平５丁目２番２号
破産者　株式会社ニッパツ
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０１号
埼玉県川越市大字渋井162―５
破産者　田高　相一
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０２号
東京都江戸川区小松川３丁目73番５号
破産者　有限会社ヤングファッション大瀧
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０３号
東京都江戸川区平井７丁目５―23―104
破産者　大瀧　明雄
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０４号
東京都江戸川区平井７丁目５―23―104
破産者　大瀧トモ子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４６号
東京都町田市高ケ坂1632番地15　コーポＩＣＨＩＫＡＷＡ201、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座２丁目12番12号　たちばなやビル３階
破産者　株式会社シンライ
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４７号
東京都町田市高ケ坂1632―15　コーポＩＣＨＩＫＡＷＡ201
破産者　加藤　晋也
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２７１号
東京都墨田区墨田４丁目２番３―202号
破産者　株式会社ノワール
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２７２号
東京都墨田区東向島２丁目48―14―403
破産者　勝又　友昭
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３０３号
東京都文京区本郷２－29―１、商業登記簿上の本店所在地埼玉県春日部市新方袋18番地30
破産者　ＡＳＣ株式会社
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２１号
東京都台東区台東３丁目５番10号　ダイアパレス御徒町第３／206号
破産者　有限会社新和貿易
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２２号
東京都足立区東綾瀬１丁目９－４―702
破産者　小林　光二
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７２号
東京都江戸川区江戸川２丁目15番地１
破産者　有限会社アベトレーディング
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部